新市建設計画策定方針

平成16年2月

佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会

(1)新市建設計画の意義と役割

法的な位置づけ

市町村の合併の特例に関する法律においては、合併協議会の具体的な任務の 1つとして、合併市町村の建設に関する基本的な計画、すなわち「新市建設計画」の作成が挙げられている。(第3条第1項)

この新市建設計画は、合併関係市町村の住民や議会に対して合併後の新市の将来に対するビジョンを示す、いわば新市のマスタープランとなるものであり、同時に、合併特例債をはじめとした様々な財政措置が、この計画に基づいて講じられることとなっている。

こうしたことから、合併に際しては、必ずしも新市建設計画の作成が義務づけられている訳ではないが、その趣旨と重要性に鑑み、当然作成されるべきものと考えられている。

また、他の合併市町村の事例を見ても、合併協定書の1項目として調印されるのが通例である。

なお、市町村の合併の特例に関する法律においては、「新市建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない」(第5条第2項)と規定されており、計画に盛り込むべき内容としては、合併市町村の建設の基本方針、合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の統合整備に関する事項、合併市町村の財政計画の4項目が例示されている。(第5条第1項)

新市における建設計画の役割

佐久市・臼田町・浅科村・望月町の4市町村が合併してできる新市は、合併を手段として、行財政の効率化と基盤強化を図りつつ、住民福祉の向上と地域全体のレベルアップのための施策の展開に努めなければならない。

このとき、新市のまちづくりの指針となるものが新市建設計画であり、新市には、この計画により描かれた新市の将来像を目標に、掲げられた各種の施策や事業を推進する責務がある。

したがって、合併後、新市において策定される総合計画についても、この新市建設計画との整合を図る必要がある。

(2)計画策定の基本方針

任意合併協議会において、住民代表を中心に構成された新市建設計画構想策定委員会により、数次にわたる協議を経て策定された「新市建設計画構想」は、合併により誕生する新市の将来像や、その実現に向けて取り組む施策のあり方など、概ね20年後を見通した長期的な行政運営の指針となるべく位置づけられており、地理的・自然的条件、歴史的・文化的背景を共にし、かねてより一体的な繋がりが深い佐久市・臼田町・浅科村・望月町の4市町村の全ての住民にとって、その理念を共有できる内容となっている。

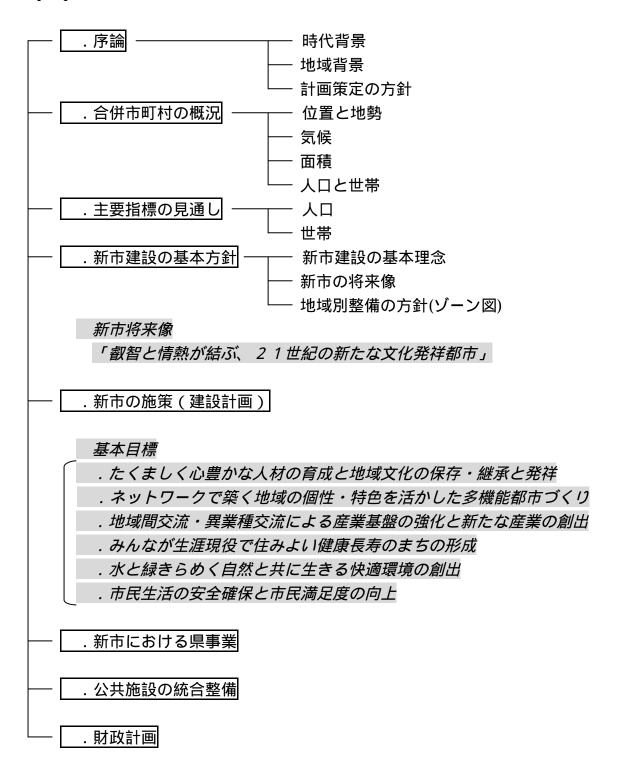
こうしたことから、「新市建設計画」の策定に際しては、「新市建設計画構想」における新市将来都市像"叡智と情熱が結ぶ、21世紀の新たな文化発祥都市"を新市のまちづくりの目標として受け継ぎ、各分野における"基本目標"と"主要プロジェクト"を新市の施策の柱と位置づけるとともに、これらを具体化するため、真に新市建設に資する事業を精査し、その実施時期や概算の事業費を織り込みながら、今後取り組むべき事項を明らかにするものとする。

(3)計画の期間

新市建設の基本理念や新市の将来像は、概ね20年後を展望した長期的な視野に立ったものとし、新市の施策、新市における県事業、公共施設の統合整備及び財政計画は、合併期日の属する年度及びこれに続く10年度の計画とする。更に、このうち平成17年度から平成21年度までの5ヶ年を前期計画とし、平成22年度から平成26年度までの5ヶ年を後期計画とする。

なお、社会情勢や財政状況の変化、或いは新市における新規事業の実施が求められる場合には、具体的施策、概算事業費及び財政計画等について、適正な時期に見直しを行うものとする。

(4)新市建設計画の構成



(5)計画策定時の留意事項

ハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画とする。

国、県、新市事業を明確化し、真に新市の建設に資する事業について、合理的で健全な行財政運営に裏付けられた着実な計画とする。

なお、施策の実施時期、概算事業費及び今後の財源見通しについても、明らか にすることとする。

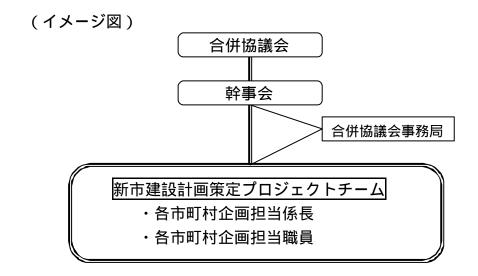
新市の一体性の速やかな確立を図るため、新市建設を推進するための基盤整備に係る施策を優先する。

新市の均衡ある発展を念頭に、各地域に対する振興方策を盛り込むこととする。

新市の行財政の効率化が図られるよう配慮する。

(6)計画の策定体制

新市建設計画の策定にあたり、実質的・具体的に作業を推進する中心組織として、4市町村の企画担当職員による「新市建設計画策定プロジェクトチーム」を編成し、幹事会の下部組織と位置づける。



(7)計画策定フローチャート

別紙のとおり